

# 仕 様 書

堺市産業振興局産業戦略部地域産業課

**1 業務名** 堺市 DX 新規事業創出業務

**2 履行場所** 堺市内 ほか

**3 履行期間** 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 業務目的

経済産業省が策定した「DX 支援ガイド」によると、人材・情報・資金が不足している中小企業等は自力で DX を推進することが難しく、地域の伴走役たる支援機関による DX 支援という「新たなアプローチ」を追求することが有効であると考えられる。

こうした背景を踏まえ、以下の 3 つを主目的とし、本業務を実施する。

- ① 市内企業 5 社程度を伴走支援し、DX モデル企業（他社の参考になり得る事例）を創出する。
- ② DX モデル企業の事例共有等により、他の市内企業が DX に積極的に取り組むよう促進する。
- ③ 支援機関（堺 DX 推進ラボ参画機関）に DX 支援のノウハウ等を提供し、支援能力を高める。

なお、本業務における DX の定義は「DX 支援ガイド」における DX（段階 4）とする。

（※）経済産業省「DX 支援ガイド」については以下 URL を参照

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dx-shien/dx-shien.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-shien/dx-shien.html)

（※）「堺 DX 推進ラボ」については以下 URL を参照（以降、「ラボ」と記載する）

[https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/dx\\_shien/sakaidxsuishinlabo.htm](https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/shienyuushi/dx_shien/sakaidxsuishinlabo.htm)  
!

## 5 業務内容

業務責任者を選任し、発注者へ報告の上、下記（1）～（6）の業務を実施する。業務の実施にあたっては、本市と協議の上で契約締結後 1 か月以内に業務実施計画書を提出すること。なお、業務目的に照らし合わせて必要な取組については着実に実施すること。

### （1）キックオフイベントの開催

- ・ 実施目的については、①本業務の内容や魅力を説明することで支援対象事業者の候補を募集する際の応募件数を増加させること、②支援対象事業者の事例をはじめ DX の重要性や事例等を紹介し DX に取り組む市内企業を増加させることの二つを主とする。
- ・ 実施時期については、令和 8 年 5 月までに 1 回実施するものとする。
- ・ 実施場所については、原則堺市内で 50 名以上収容可能な場所とする。
- ・ 実施内容については、日程調整、会場選定、参加者募集、イベント内容の企画及び登壇者等との

調整、登壇者等のリハーサル、配布資料の印刷、当日の受付や設営・撤収や司会進行、参加者向けアンケートの実施等、実施目的のために必要なこととする。例えば、令和7年度「堺市DX新規事業創出業務」の支援対象事業者を登壇者とするなど、DXについて身近な取組事例・成功事例を提示し、実施目的の実現のために必要な工夫をすること。

- ・実施形式については、会場とオンライン配信のハイブリッド開催とすること。
- ・実施体制については、当日会場で運営等に携わる必要人員として4名以上を確保すること。
- ・広報については、広報ツール（チラシ等）を発注者と協議の上作成し、イベント開催の1か月以上前から広報を開始し参加者（中小企業、支援機関・金融機関、メディア等）を堺市内外から募集すること。なお、広報にあたっては、発注者と協議の上、例えば、チラシ等のデザイン・印刷、WebサイトやSNSでの告知、プレスリリースの作成・配信を行う他、関係機関へのチラシ送付や設置、メディア対応、問い合わせへの回答等を含む一連の業務を実施するものとする。また、広報期間中は複数回の情報発信を行い、効果測定や参加申込のフォローも適宜実施すること。
- ・作成したチラシについては200部程度カラー印刷し電子データとともに発注者に納品すること。部数については必要に応じ、発注者と協議のうえ決定すること。

## （2）支援対象事業者の候補の選定

- ・実施時期については、令和8年7月までとする。
- ・実施場所については、面談審査を実施する場合は、原則堺市内で10名以上収容可能な場所とする。
- ・実施内容については、以下のとおりとする。
- ・支援対象事業者の候補の選定について、具体的な選定方法（選定基準の策定や、審査委員の構成の決定等含む）について発注者に提案した後、発注者と協議の上、選定方法を決定し、審査の日程調整、会場の確保、審査委員との調整等を必要に応じて実施すること。
- ・決定した選定方法に基づき支援対象事業者の候補の募集受付をキックオフイベント実施までに開始すること。キックオフイベント実施から2週間程度の申請受付期間を設けること。
- ・キックオフイベントや受注者の持つネットワーク等を活用しながら、広報・募集活動等で支援対象事業者の候補を募ること。
- ・強みや経営資源、実践力等を考慮した審査を実施し、最終的な支援対象事業者の候補を、キックオフイベント実施日から1か月以内に5社程度選定すること。ただし、応募状況を鑑みて必要性がある場合は、発注者と協議し、選定者数を変更することも妨げない。選定結果をもとに発注者と協議の上、本業務の以後のプログラムに参加する支援対象事業者を発注者が決定する。
- ・なお、選定に際しては以下(i)～(iii)の事項に留意すること。

(i)堺市内に主な事業所を有する中小企業・小規模企業者（※）であること

（※）中小企業・小規模企業者の定義は下記の中小企業庁HP参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

(ii)経営者または経営層をはじめ社全体として新規事業創出やビジネス変革に主体的に取り組む意欲や社内基盤を持つこと

(iii)本業務を通じて実施する取組の進捗や成果の報告等で本市及び受注者に対し協力可能であること（支援対象事業者を選定後、本市と当該企業間で取組内容の聴取等への協力に関する同意書を作成することとする）

### （3）講義・ワークショップの実施

- ・ 実施時期については、令和9年1月までとする。
- ・ 実施場所については、原則堺市内で35名以上収容可能な場所とする。
- ・ 実施内容については、以下のとおりとする。
- ・ 支援対象事業者の代表者や実務担当者レベルの従業員を一か所に集め、全体で6回程度（原則対面での開催で半日程度）実施すること。
- ・ 講義・ワークショップの講師やファシリテーターとして、専門知識や相応の実務対応力があり、受講者に教授・指導・助言等を適切に行える者を配置すること。ワークショップの内容を効果的にするため、ファシリテーターは原則支援対象事業者1社につき1名以上が同席すること（ファシリテーターと支援対象事業者の組み合わせは回ごとに変更しても構わない）。
- ・ （4）で定める伴走支援担当者は講座・ワークショップにも参加し、自身が担当する企業への助言や進捗管理なども実施すること。
- ・ 最初から個別の事業構想や戦略を練るのではなく、まずは自社のアイデンティティやビジョン、めざす姿を見直して明確化し、その理想と現状のギャップを埋めるために必要な具体的なアクションとして、新規事業創出・ビジネス変革の計画立案・実行などに資する講義・ワークショップの内容（「DX支援ガイドンス」におけるDX（段階4）の実現に資する内容）を提案し、発注者と受注者協議の上決定すること。
- ・ ラボの参画機関が講座やワークショップにオブザーバーとして参加し、自身の支援能力を向上できるように促すこと。
- ・ ラボとの連携の他、本業務を核とした新たなネットワーク、新たな交流の輪の形成につながる取組となるように促すこと。
- ・ 各回の参加者やオブザーバーの出欠に係る連絡調整は受注者が行いその結果を発注者にフィードバックすること。
- ・ ワークショップの開催後には毎回アンケートを実施し、その結果を発注者にフィードバックすること。
- ・ 講義・ワークショップの開催・運営に際しては必要な人員を確保すること。

### （4）伴走支援の実施

- ・ 実施時期については、令和9年2月までとする。
- ・ 実施内容については、以下のとおりとする。
- ・ 講義・ワークショップの内容の理解を深め、自社での実践に繋がるように、支援対象事業者の特性や進捗に合わせた伴走支援を実施すること。
- ・ 伴走支援は本業務を通じ単なる業務効率化ではなく、全社的な収益向上を達成することを目的とする新規事業の創出やビジネス変革などの取組の事例を創出に向けた支援内容とすること。
- ・ 支援の中で事業化後に期待される市場規模（TAM・SAM・SOM等）や収益向上等の成果について考慮すること。
- ・ 支援対象事業者1社につき1名の伴走支援担当者を割り当て、伴走支援の実施時には原則当該企業の伴走支援担当者が参加すること。この条件が満たされる限り、一人が複数社の伴走支援担当者になることや、伴走支援担当者が（4）以外の業務内容に携わることも妨げない。
- ・ 割り当てる伴走支援担当者は、専門知識と実践・実務経験があり、受講者に教授・指導・助言等を適切に行える者を配置すること。
- ・ なお、支援対象事業者の進度に応じて、本業務実施期間中に達成するゴールを設定するものとす

るが、最終的に 3 年程度（令和 10 年度末まで）での事業化をめざすことを前提とし、あわせて本業務期間中（令和 8 年度末まで）に達成するゴール（計画立案等）を設定すること。また、本業務期間終了後も支援対象事業者が引き続き事業化まで取り組めるよう、支援対象事業者の実践計画及び支援機関の支援計画を策定すること。

- ・ 伴走支援の実施方法は面談のほかオンラインも可とし、支援対象事業者 1 社あたり 10 回以上（講義・ワークショップの機会を除く）の面談を行うこと。
- ・ 伴走支援実施に係る支援対象事業者との連絡調整などは受注者が行い、伴走支援の日時や実施内容などを発注者にフィードバックすること。

#### （5）成果報告会の開催

- ・ 実施目的については、①支援対象事業者の成果を PR し事業化を支援すること、②支援対象事業者の事例をはじめ DX の重要性や事例等を紹介し DX に取り組む市内企業を増加させることの二つを主とする。
- ・ 実施時期については、令和 9 年 2 月までに 1 回実施するものとする。
- ・ 実施場所については、原則堺市内で 50 名以上収容可能な場所とする。
- ・ 実施内容については、日程調整、会場選定、参加者募集、イベント内容の企画及び登壇者等との調整、登壇者等のリハーサル、配布資料の印刷、当日の受付や設営・撤収や司会進行、参加者向けアンケートの実施等、実施目的の実現のために必要なこととする。なお、本業務における支援対象事業者の登壇は必須とする。
- ・ 実施形式については、会場とオンライン配信のハイブリッド開催とすること。
- ・ 実施体制については、当日会場で運営等に携わる必要人員として 5 名以上を確保すること。
- ・ 広報については、広報ツール（チラシ等）を発注者と協議の上作成し、イベント開催の 1 か月以上前から広報を開始し参加者（中小企業、支援機関・金融機関、メディア等）を堺市内外から募集すること。
- ・ 作成したチラシについては 200 部程度カラー印刷し電子データとともに発注者に納品すること。部数については必要に応じ、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・ 支援対象事業者の取組・成果や DX 推進の課題・ポイントに関する事例集（20 ページ程度）を作成し、200 部程度カラー印刷して発注者に納品すること。部数については必要に応じ、発注者と協議のうえ決定すること。当該事例集の作成・納品は成果報告会終了後でも構わない。
- ・ 創出事例や成果としては経済産業省が実施する DX セレクションや DX 認定の事例を参考すること。

#### 【参考】

- ・DX セレクション

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-selection/dx-selection.html)

- ・DX 認定

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-nintei/dx-nintei.html)

#### （6）支援対象事業者間の交流促進や事業化に資する取組の実施

- ・ 実施時期については、令和9年3月までとする。
- ・ 実施場所については、会場は原則堺市内で35名以上収容可能な場所とする。
- ・ 実施内容については、支援対象事業者（令和7年度・令和8年度）を中心に、事業化に向けたフォローアップと継続的なネットワーク形成を図るため、交流の仕組みを提案すること。具体例として、アルムナイ（同窓会）を組成し、セミナーやケーススタディなどの取組を設計・提供し、事業化支援に資する内容とすること。また、ラボ参画機関がオブザーバーとして参加できるよう配慮し、支援能力向上にもつながる場とすること。
- ・ 実施形式については、原則現地開催のみとすること。

### 6 履行結果の報告

業務完了後、業務実施報告書を提出すること。なお、報告書の記載事項は発注者と協議の上決定することとし、提出期限は発注者の指示に従うこと。

### 7 納入・成果品

#### （1） 納入・成果品、提出時期、提出形式

①下表の通り、納入・提出を行うこと。

納入・成果品	提出時期	提出形式
(a) キックオフイベント配布資料、チラシ、参加者名簿、参加者対象アンケート	イベント開催後2週間以内	PDF及びExcel
(b) 支援対象事業者選定記録	事業者決定後1週間以内	PDF
(c) 講義・ワークショップ配布資料、参加者名簿	各回実施当日まで	PDF及び編集可能な形式（PowerPoint）
(d) 伴走支援にかかる面談記録	面談実施後1週間以内	PDF及び編集可能な形式
(e) 成果報告会配布資料、チラシ、参加者名簿、参加者対象アンケート	イベント開催後2週間以内	PDF及びExcel
(f) 支援対象事業者の新規事業創出・ビジネス変革の実践計画及び支援計画	令和9年3月31日 15時まで	PDF及び編集可能な形式（PowerPoint）
(g) 支援対象事業者の新規事業・ビジネス変革事例集	令和9年3月31日 15時まで	PDF及び編集可能な形式（PowerPoint）
(h) 本業務全体の業務実施報告書	令和9年3月31日 15時まで	PDF

②発注者への納入・提出方法は、特段の指定がない限り、電子メールの他、受注者が持つ共有システムを活用することも可能とする。契約締結後、両者の社内システム上の制限や提出物の量などを考慮し、提出方法を決定する。

③登壇者の講演資料等、受注者が作成していない配布資料については、納入・提出しなくとも構わない。

## （2） 納入先

堺市役所 産業振興局産業戦略部 地域産業課（堺市堺区南瓦町3番1号）

## 8 祕密保持

本業務において知り得た事業者の経営課題等を含む機密情報及び個人のメールアドレス等の個人情報について、紙媒体の場合は鍵がかかるロッカー等で管理し、電磁的記録の場合はパスワードを付すなどの管理を徹底すること。また、保有した機密情報及び個人情報は、保有する必要がなくなった場合や契約が終了した場合、契約が解除された場合は、判読不可能となる方法で、確実に消去又は廃棄し、その旨を発注者に報告すること。

## 9 その他

- （1）本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- （2）本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- （3）受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。具体的には、原則月2回、本市と対面またはオンラインでの面談を行い、適切な業務履行のための報告、提案、協議等を行うこと。
- （4）本業務に関する事業者等からの問合せに対して、電話・メール等で対応するために必要な体制を確保すること。
- （5）本業務の実施に必要となる費用は受注者が負担すること。
- （6）本業務の実施にあたり受注者が制作した成果品について生ずる一切の著作権は、市に無償で譲渡する。第三者の著作物を使用する場合は、原則として「市または市の外郭団体などが発行する刊行物などに当該著作物を二次利用する場合は、あらかじめ無料で当該著作物使用の許可を得たものと見なす」旨、受注者の負担で著作権処理を行うこと。前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、市または市の外郭団体の使用に対し何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物を使用するかどうかについてあらかじめ発注者の意向を聴き、その承諾を得たうえで、著作権処理を行うものとする。この場合、市または市の外郭団体の使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。